

(第一類 第一號)

衆議院第二十二回国会内閣委員会議録 第

郵政省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一三三三号)
同月二十一日
建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五五七号)(參議院議
付)
同月二十日
養護教諭の恩給不合理是正に関する
請願(杉村沖治郎君紹介)(第一三
九〇号)
石川県珠洲市飯田地区の地域給指定
に関する請願(徳田與吉郎君紹介)
(第二四〇九号)
群馬県藤岡市の地域給引上げの請願
(中曾根康弘君紹介)(第二四一〇
号)
島根県益田市合併地区の地域給指定
に関する請願(中崎敏君紹介)(第
二四一一号)
岡山県津山市の地域給引上げ等の請
願(小枝一雄君紹介)(第二四七八
号)
岐阜県御嵩町の地域給指定に関する
請願(綿嶺彌三君紹介)(第二四七八
号)
富山県岩瀬町玉浦地区的地域給指定
に関する請願(菊地義之輔君紹介)
(第二四八〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の互選
会計検査院法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三七九号)
行政機関職員定員法の一部を改正す

○宮沢委員長　これより会議を開きます。
郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三三号）
る法律案（内閣提出第五二号）
す。
会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は終了いたしております。
本案に對し田原春次君より修正案が提出されております。その趣旨説明を求めます。田原春次君。

会計検査院法の一部を改正する法律案に対する修正案
会計検査院法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三十七条の改正に関する部分の次に次のように加える。
第二十三条第一項に次の一号を加え
る。
八、国が資本金の全部を出資している
公庫又は銀行から貸付金を受けてい
るものとの該貸付金にかかる会計

○田原委員　今回内閣より提出されま
した会計検査院法の一部を改正する法
律案に對しまして、左右両派社会党で
は次のとく修正すべきものと決定い
たしましたので、この修正案を本委員
会に提出いたします。
簡単にその趣旨を御説明申し上げま
す。
会計検査院法第三十七条の改正に関
する部分の次に、次のように加えるよ

うに修正することを私どもは主張するのであります。第二十三条第一項に次の一号を加える。「八 国が資本金の全部を出資している公庫又は銀行から貸付金を受けているものの当該貸付金にかかる会計」これであります。

以下簡単に理由を申し上げます。

現在会計検査院が検査し得る公庫または銀行は日本開発銀行、日本輸出入銀行、公庫の方では国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫等があるのであります。が、これはこれらの銀行または公庫にまでしか会計検査はできないのであります。まして、これららの銀行または公庫が貸し付けておりまする相手の会社等の経理状況につきましては、その相手方が承諾をしなければ立ち入り検査ができるないことになつておる。従つていわゆる政治借款、もしくはその他世上の疑惑を招くような用途をいたしましても、それは貸し付けた銀行と、貸し付けを受けた相手方との間における関係としかならない。それでこの際政府が会計検査院法の一部を改正するなら、すべからくこの点まで徹底するようになりますことが国民としては当然の改正だらうと考えております。しかるに今回の政府の原案にはこれがありませんから、第八として、特に先ほど述べましたよろな一項を加えたいというのが趣旨であります。ただし実際は、しかるべき国民金融公庫で三十万円の融資を受けた者あるいはその他低額融資者の一々にわたつてまで会計検査院が調査し

得るか。これは検査官の検査能力、数の問題になりますので、実際にこの修正案が通った場合は、たとえばかりに一口一億円以上にするとか、何かそこはまた運用の面において考えてもらいたいと思いますけれども、世上で伝えられますところの某炭鉱会社が開発銀行から四十億の融資を受けて、しかもその大半は選舉資金に使つたというような疑惑がありますので、これを国民の前に明瞭にすることは今後必要であると考えるわけあります。

正案を出したのでござりますから、顧わくは各委員におかれても賛成していただきますし、この機会にこの一項目を加えていただきたい。

以上が提案の理由であります。

○高橋(禎)委員 私は会計検査院法の案を一括して討論に入ります。討論の通告があります。高橋禎一君。

○宮沢委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の提案にかかる修正案には、反対をいたしました。

原案につきましては、これまでの委員会において質疑応答が尽されておりまして、政府の答弁するところを私ども了承いたす次第であります。これについて多く述べる必要はないと考えるのであります。ただ修正案につきましては、提案者の御説明のございましたように、公庫または銀行から貸付を受けたものの当該貸付金にかかる会計といふものを、十分適正になされねばならぬということは、私ども同感であるわけであります。世と公庫または銀行から貸付を受けたとこ

ろのものについて、いろいろ疑惑があるなど伝えられておるのであります。

が、しかし過般の委員会において、政

府委員よりも答弁のごとしましたよう

に、それらについてもどこまでも厳正を維持しなければならないというの

で、公庫、銀行の会計の検査を厳重に

し、しかもその際貸付金に関する会計

についても、公庫あるいは銀行を通じて、貸付を受けたものとの間の書類等を、承諾を得て提出せしめて、それ

の目的は達成しておるものである。こう

いうことが明らかにされたわけであり

ておる。従つて現在のこところ会計検査

の目的は達成しておるものである。こう

いうことが明らかにされたわけであり

ます。かよなる意味におきまして私

ます。各委員におかれまして今申し述べましたように、政府原案に對し賛成を得たいのです。

○田中(正)委員 田中正巳君。

○宮沢委員長 これにて討論は終局

に対しても反対をいたす次第でござい

ます。各委員におかれまして今申し述べましたように、政府原案に對し賛成を得たいのです。

○宮沢委員長 これにて討論は終局

いたしました。

○宮沢委員長 これより採決いたします。まず本修

正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮沢委員長 起立少数。よつて本修

正案は否決いたしました。

○宮沢委員長 次に政府原案について採決いたしま

す。本案を原案の通り可決するに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮沢委員長 起立絶対。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。

○宮沢委員長 次に行政機関職員定員

法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

○宮沢委員長 これは討論の際必

ます。かよなる意味におきまして私どもはこの会計検査院法の一部を改正する法律案の政府原案に賛成し、修正案に対しましては反対の意を表明いたしました。

○宮沢委員長 これにて討論は終局

いたしました。

○宮沢委員長 これより採決いたします。まず本修

正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮沢委員長 起立絶対。よつて本修

正案は否決いたしました。

○宮沢委員長 次に政府原案について採決いたしま

す。本案を原案の通り可決するに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮沢委員長 起立絶対。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。

○宮沢委員長 大体質疑は終つておるそ

の公庫または銀行は、国が全額出資していることにかんがみて、その經營の内容特に貸付については、他の金融機

関係の定員についてお尋ねいたしたい

るはずであります。今度の中にそれらの意思が入つておるかどうか、これが第一点です。

特に問題になりますのは、農産物検査法において、明らかに検査官でなければ、しかも身分を証明すべき身分証明書を持たなければ検査できない法律上の制約を受けておるにかかわらず、現在はそれが疎略になつておるわけであります。しかも一方食糧管理法に基

きまして政府が独占購買をいたしておるわけであります。収量されたものは政府に納めなければならぬという食糧法の規定があるわけであります。しかもそれは検査米でなければならないという規定が貯蔵いたしておるのであります。ところが一方の法律においては明らかに規定があるにかかわらず、予算上の制約または定員法の制約によって、この貯蔵しておる法律を無視するようなことは相ならぬと考えるが、この点についての御答弁を願いたい。

○岡部政府委員 ただいま川俣委員から「萩につきましてお尋ねがございましたので、逐次お答え申し上げます。

まず第一点につきまして、各省の定員の合理化是正といふ点について、各省の事務量にマッチしたように定員を

是正するよう努力したかといふお尋ねでございますが、この点につきましては、このたびの定員法の改正案の作成に当りましても、各省とできるだけ密接な打ち合せをいたしまして、及ばずながらその点につきまして是正の努力

を払つてきた次第であります。率直に申しまして、それが十分な効果を發揮したかと申しますと、必ずしもそう

も言ひ切れない次第であります。と申しますのは、根本的にこの定員をどう

きめていかかということは、公務員制度の根本にもつながる問題でございまして、結局は現在内閣にあります公務員制度調査会の結論を待つて根本的に是正するよりほかはない、この公務員制度調査会の結論もそう長いことはないと思われますので、それを待つと審議をいたしている、こういう状況でございまして、第一点につきましてはこの程度で一つ御了承をお願いしたいと思います。

第二点につきましては、先般の国会におきましても、川俣委員から熱心に御質疑があつたことでございまして、これまで公務員制度の根本につながる問題検討を重ねた次第でございますが、これも結局最終的には今公務員制度をおきましてはかなり長時間検討を重ねた次第でございますが、私もこれにつきましてはかなり長時間をおきましてはかなり長時間検討を重ねた次第でござりますが、これも結局最終的には今公務員制度をどう定めるかという点につながっておきましてこの問題を特に取り上げていただきまして検討をしておる次第であります。これにつきましては後の機会におきまして、こういう検討を重ねておきまして、こういう資料をお手元に差し上げてもよろしいかと思つておりますが、それはさておきまして、しかばねを検査官がこれを行うということを現行検査官制度といふものはどうなっているかと申しますと、結局農産物検査法の第九条に基きまして、農産物の検査は検査官がこれを行つておることになつてゐるわけであります。しか

ばこの検査官はどういうものかと申しますと、これは同条の第二項に基きますので、結局は現在内閣にあります公務員制度調査会の結論を待つて根本的に是正するよりほかはない、この公務員制度調査会の結論もそう長いことはないと思われますので、それを待つと審議をいたしている、こういう状況でございまして、第一点につきましてはこの程度で一つ御了承をお願いしたいと思います。

第二点につきましては、先般の国会におきましても、川俣委員から熱心に御質疑があつたことでございまして、これまで公務員制度の根本につながる問題検討を重ねた次第でござりますが、これも結局最終的には今公務員制度をどう定めるかという点につながつておきましてこの問題を特に取り上げていただきまして検討をしておる次第であります。これにつきましては後の機会におきまして、こういう検討を重ねておきまして、こういう資料をお手元に差し上げます。

○川俣委員 岡部君の答弁の中にみずから矛盾があるので、それだけの人間が必要だとということは、一方において認めておる答弁だ。要らないといふべきです。そこで根拠があるか。何のために減員するのです。予算削減のためだとすれば、一方で減らして、一方で予算はちゃんと経費でまかなつてあるのはどういふわけですか。どこに根拠があるか。何のために減員するのです。予算削減のためだとすれば、一方で減らして、一方で予算はちゃんと経費でまかなつてあるのはどういふわけですか。

○岡部政府委員 重ねてお答え申し上げます。まず定員の問題についてございますが、御承知の通り食糧庁の今年度の総定員は二万五千四百四十四人でございましたが、そのうちの役所の慣常的な季節によるだけの役所の定員といふのは、でき得るだけ検査に従事する職員は、定員法によって検査せしめるのが適当なやり方でございまして、場合によりましては、その検査官を補佐させるということは考えらるべきだ。その役所の慣常的な季節によつて増減のないコンスタントな職員を一つ押えよう。こういう考えに立つておられる方の名義を用いて検査するというようなことが、これは不適切な、むしろあり得べからざることは思ひます。が、これはあなたが定員法を非常に重要視したことだと思いますが、こ

ば米検の者は、正式の検査官の名前を指名をするには、必ずしも食糧事務所に勤務する農林技官に限る必要がない。こういうような結論に政府部内といたしましては——農林省 法制局、行政管理庁はさしあたりそういう見解に一致しているわけであります。従いまして、一方に検定協会なるものを減らすと言つけれども、国の予算の中において、一方で検定協会などを補充して、首切つたものを補充して、やなでですか。これはどういうわけなんですか。予算削減のためにやるならば、検定協会などにトンボり六十数円の金を補加いたしまして、わざわざ首になつた者をそこに収容する必要はないじやないですか。しかも國の予算の中です。このために國の予算が四億も使われる。一方で減らして、一方で同じ経費でまかなつてあるのはどういふわけですか。どこに根拠があるか。何のために減員するのです。予算削減のためだとすれば、一方で予算はちゃんと出しております。この矛盾をどう説明なさいますか。

○岡部政府委員 重ねてお答え申し上げます。まず定員の問題についてございますが、御承知の通り食糧庁の今年度の総定員は二万五千四百四十四人でございましたが、そのうちの役所の慣常的な季節によるだけの役所の定員といふのは、でき得るだけ検査に従事する職員は、定員法によって検査せしめるのが適当なやり方でございまして、場合によりましては、その検査官を補佐させるということは考えらるべきだ。その役所の慣常的な季節によつて増減のないコンスタントな職員を一つ押えよう。こういう考えに立つておられる方の名義を用いて検査するというようなことが、これは不適切な、むしろあり得べからざることは思ひます。が、これはあなたが定員法を非常に重要視したことだと思いますが、こ

す。それでもなおやるうとするのです
が。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。定員法の建前といたしましては、

あくまで各省がそれぞれの実体法に基きまして、行政を執行するのに必要欠くべからざる定員を法律に掲げて、そ

○川俣委員 それじゃ農林省にお聞きを
ります。今後もそのつもりでおります
ので、御了承いただきたいと思いま
す。

○村田 説明員 ただいま行なつておりますが、今の食糧管理法並びに農産物検査法に従つて、それで定員を要求しているのですか。それではなぜ地方事務所長が便宜的な方法を講ずるのですか。

ます農産物検査法に基いて行う規格の検査は、御承知のように、米麦等の主要食糧を中心にして、そのほかの農産物等の検査も逐次実施されるべきである。

凶によりまして、多少の農産物の出回りの多い少いはございましょうけれども、すでに過去の検査の大体コンサルタントな実績等があるわけでございまして、従いまして必要最低限度の正規職員による検査官といふものは、ここ数年来大体において固定していると私どもも理解いたしているわけであります。なほ御承知のように、そろした検査ではありますけれども、農産物が季節的なものでありますだけに、季節的にかなり仕事の繁閑があることも御承知の通りでございまして、それらの繁閑をある程度調節する意味で、先ほど

○川俣委員 表面上出ないものをあうてやるというのはどこから出ているのです。これは検査官の資格を持っていて、その職員の中からという意味でしよう。ただ、職員の中からという意味でしよう。ただ、職員のない職員ということではないでしよう。しかも職員といふからには、それだけの事業量に必要とするものをあなた方は置いているはずなんです。事業量がなくて、そのために定員を減らすということは、これはもちろんのことです。必要だと一方で認めていたがら便宜的なことをやるということは許されない、こういうことです。人の財産の価値判断をするようなことが便宜的にやられてはたまたものではなさい。

ことなどはどうなんですか。そういう貴賓を与えなければいい。問題はそこなくなります。身分のはつきりしない者に、任意検査ならばいいのですが、今強制検査の建設をとっている。みずから強制検査の建設をとつておつて、しかも重要な権威を与えている者が不安定な地位でいいということはどこから出でてくる。だから食管法を変えるなり、あるいは農産物検査法を変えるなら別です。変えないで定員内でこの問題を処理することに無理がある。それならば食管法を変えたらいだら、あるいは農産物検査法を変えたらいだらう。変えないでおいて、あえて定員のもとに法律を無視するような行為は許されないと、ということは当たりますのことじやないですか。

の点御了承願いたい。

○川俣委員 これは了承できない。人

の家に無断で入ると、いう権限がある、二ヵ月たてばこの間の検査官はやめているかもしれない、こんな身分のない悪いことではいけないじゃないですか。

検査官が来ても、農村において今までいるか知らない、こんな身分のない人が検査する資格を持つているかどうか検査する人はない。この間あつたからいだらうと思つておつたら、もう身分の喪失という問題が起きてくるじゃないですか。そうすると法律の威信に関するじゃないですか。これが一つ。

○岡部政府委員

第一点につきましては、仕事の性質によりまして、私は短

期間のものもあるだろうと思うのです。短期間の身分があり、その身分に基いて職務を執行する以上は、たとい

将来やめてもその者が行なった行為につきましては国家が全責任を負うべき問題でありまして、その点は当然やむを得ないことではなかろうかと思います。検定協会云々とおっしゃられます

が、これは農林省と直接関係のない問題でありまして、また定員法にも直接関係のない問題であらうと存じますので、私からお答え申し上げることは許していただきたいと思います。

○川俣委員 検定協会には食糧庁から約四億余の金が出ておる。それは、農林省と関係がないと言うが、財團法人だから関係ないとおっしゃられれば關係ないかもしない。だが、わざわざ四億数千万円の金を出して補助をしておる、それも法律に基かないで補助をしておるのであります。これが單に外国から

入つてくる輸入食糧等の場合におい

て、この検査にも当つておる、あるいは難轍の検査にも当つておるというだけか。検査官が来て、農村において今までいるか知らない別であります。この間アズ

検査する資格を持つているかどうか検査する人はない。この間あつたからいだらうと思つておつたら、もう身分の喪失という問題が起きてくるじゃないですか。そうすると法律の威信に関するじゃないですか。これが一つ。

○岡部政府委員

第一点につきましては、仕事の性質によりまして、私は短

期間のものもあるだろうと思うのです。短期間の身分があり、その身分に基いて職務を執行する以上は、たとい

将来やめてもその者が行なった行為につきましては国家が全責任を負うべき問題でありまして、その点は当然やむを得ないことではなかろうかと思います。検定協会云々とおっしゃられます

が、これは農林省と直接関係のない問題でありまして、また定員法にも直接関係のない問題であらうと存じますので、私からお答え申し上げることは許していただきたいと思います。

○川俣委員 検定協会には食糧庁から約四億余の金が出ておる。それは、農林省と関係がないと言つたが、財團法人だから関係ないとおっしゃられれば關係ないかもしない。だが、わざわざ四億数千万円の金を出して補助をしておる、それも法律に基かないで補助をしておるのであります。これが單に外国から

国財産を査定する者はこれだけの資格がなければならぬとやかましく言つておるのに、一方においては常勤作業員にはそ

くいの検査に立ち会つておるのはこも、その検査に立ち会つておるのはこキの取引でござたが起つたときには、その検査協会です。検査協会が委嘱を受けやつておる。全く農産物検査法といふものを無視された形になつていい。これが定員で詰められていくものだから、わざ出納官吏の名前まで借りてきておる。これが定員で詰められていくものだからそのはけ場所に使つておる。だからそこはけ場所に使つておる。明瞭な失業救済として私も悪いとは思いません。失業救済なら失業救済でいいのです。一方で削つておいて、一方でふやしていくといふのはおかしいぢやないかと思う。一方で削つた者を失業救済として救つていくものなら、何もそんなどことをしなくていいのじやないか。一方で削つておいて、一方でふやしていくといふのが、こんなことをさせていいのかどうか。そこにいろいろな問題が起つてくださいと思ひます。

○岡部政府委員 それから、実際はこういふ現場といふものは定員法があるため行われない。そのためどれだけ作業能率が下つておるか、作業能率を上げるために方法が、現在は低下させるためにしか使われていない。全く最初の趣旨とは變つた形のものが出ておるわけです。それでも一度定員法が作られるための定員法が、それが受取りを取るとか、あるいは支払官の名前になつておりますけれども、実際に金を払うのは、山の中に一々行かない者がおりまして、これを常勤作業員と言つておりますが、この者が支払つておる。これは出納官になり得ないはずです。しかも國の財産を、どれくらいの木が切り出されたか、あるいは何石であるかという査定をするのにも常勤作業員を使つていい。一方会計検査院はやかましくて、

者までも抱えておかなければならぬ。こういちう点など定員法がもつと融通がきけば、仕事のできぬ者は新しい人を入れて、それと同時に交代させる

ことができるわけです。みんな林野厅方が詰まつておる、そのため能率の低下はおびただしいものがある。一方あたりの古い者がおつて、それで元の方があつまつておる、そのため能率の低下はおびただしいものがある。一方からいうと大学の卒業生が失業者とし方があつまつておる、そのため能率の低下はおびただしいものがある。一方で伺もいるわけです。もちろん私はその中の優秀な者まで首切つていいなと言つておるのではありません。しかし少くとももう少し機動力のあるような考え方をしなければいかぬと思う。それと申しまして、沙汰させているのはどういふわけですか。

○岡部政府委員 その点につきましては、御意見ごもっともと存じますので、できるだけそういう方向に努力したいと思ひます。

○川俣委員 それから、実際はこういふ現場といふものは定員法があるため行われない。そのためどれだけ作業能率が下つておるか、作業能率を上げるために方法が、現在は低下させるためにしか使われていない。全く最初の趣旨とは變つた形のものが出ておるわけです。それでも一度定員法が作られるための定員法が、それが受取りを取るとか、あるいは支払官の名前になつておりますけれども、実際に金を払うのは、山の中に一々行かない者がおりまして、これを常勤作業員と言つておりますが、この者が支払つておる。これは出納官になり得ないはずです。しかも國の財

方向に持つていきたいと存じておる次第でございます。

○宮沢委員長

それではこれより討論に入ります。通告がありますので、順次これを許します。石橋政嗣君。

私は兩派社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に反対の意見を述べんとするものであります。

政府は、本案提出に当たり、この法律案は、昭和三十年度における各行政機関の事業予定計画に即応して必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行ふとともに、業務の廃止及び減少に伴う余剰定員の縮減を行い、行政機関全般の定員の適正化をはかるとするものである。このように述べておるのであります。政府はこのよくな内容をもつてして、はたして定員の適正化がはかれれるものとほんとう考へてゐるのであるがどうか疑わざるを得ない。定員の適正化は、まず根本となる行政機構、行政事務の整備から始められなければならないことは言をまたないのであります。このよな事務的な人員の増減はますます不合理性を深めこそすれ、決して適正化を進めるものではないであります。

言をまたないのであります。このよな事務的な人員の増減はますます不合理性を深めこそすれ、決して適正化を進めるものではないであります。これでなければならないといふことならぬ。それなら信用しますよ。いつも委員会を切り抜けられればいいといふのじゃ許しがたい。もう一ぺん政務次官からお答え願いたい。

○森(清)政府委員 川俣さんの今御指摘のことは、われわれも十分考えてお

りますが、非常に沈潛し切つた者もおられるやうです。されども中には優秀な者もおります。非常に沈潛し切つた者もおられるやうです。これなども中には優秀な者もおられます。これなども中には優秀な者もおられます。これなども中には優秀な者もおられます。これは前の農業会を整理し

ますので、早急に御趣旨に沿うようになります。これでなければならぬといふことならぬ。それなら信用しますよ。いつも委員会を切り抜けられればいいといふのじゃ許しがたい。もう一ぺん政務次官からお答え願いたい。

五

業対策部等の新設擴張は、個々に取り出してみれば、それぞれ時代の脚光を浴びるにたる必然性を持った措置であると言えますが、これは皮肉な觀察を下すならば、何人も反対しがたいものを選んで機構の拡大と定員の増加をはかつておる、こういう見方もできるわけであります。当初にも申し上げた通り、これらの機構拡大の措置が万全のものであるかいなかは、機構全般を通して検討し初めて結論を下し得るものと考えております。しかるに政府は現在此の点についての強い意欲は全然見られず、ただ一時のがれに公務員制度調査会の答申を待つて考慮すると称しているにすぎないのです。このようなことでは戦後著しく複雑となり膨大となつた行政機構の事務の簡素化をはかるなどといった公約は日暮れな道遠といわなければならぬと想います。

それだけではなく、この法案を通覽して思うことは、今や法によって定員を定めんとするとの意義がいかに薄弱となつてゐるかということであります。ただいま川俣委員からもるる御説明があつたのでありますから、今回の改正案によりますと、行政機関の職員の定数は六十三万六千三百三十二名に達するわけでありますから、これはあくまで定員内職員のことであり、この外郭には優にこの数に匹敵するいわゆる定員外職員が存在するということであります。これら定員外職員の中には、当然定員法の規制を受べるべきはずのものでありながら、単に法規の關係上適用を除外されている多數のいわゆる常勤労務者、あるいは常勤的非営動職員と称されている者がおるのであります。

十五名の者は、三十年度予算の中でも公然と予算定員として認められております。定員法の定員と関係なく、あるいは随時交流を可能とするところにこのような厖大な職員をがまえていて、定員法を法律で定めることに何の意義があるかと私は言いたいのです。このような法輕視の惡習を政府みずからが作り出すことは全く言語道断であります。政府はよろしくこれら日陰者を的取扱いを受けている職員を、一日も早く日の当る場所に引き上げるようなります。措置をとるべきであると思います。さもなくば今や定員法は行政職員の員数を規制するという本来の目的を遠く離れて、職員の中に定員外、定員内という二種の職員を作り、定員外職員をして劣悪な労働条件のもとに自由に駆使せんとするためにのみ育生する、これを惹起した恩給局の職員の問題が、実は大学卒業で日給三百七十五円といふ者が、その労働条件にあつたということをわれわれは十分に考慮しなくてはならないと思います。現在約六十五万人に達するといふこれら定員外職員のうち、約五十万人は農林省關係機関に属するものといたところであります。一例を農地局にとつてみましても、その職員のうち約三割は事務關係の職務に携わり、用地の買収、補償事務、会計経理事務、資材の購入、その他一般事務を行なつております。約六〇%は測量を実施し、工事の計画、設計を行い、また工事施行の監督など、土木技術面に携わっているのであります。これら職員

つておる者すらおり、小使い、寮母等の中には実質的に係長級の職務を行なつたないことを知るべきであります。学歴を見ましても、七割以上の者が旧制中学以上を卒業しており、勤続年数もまた一年以上が約七割、二年以上が約三割ということであります。このようにすべての面で定員内職員と異なるところのない人たちを、何ゆえに定員の外に置いて、差別的な取扱いをしなければならないか、われわれの最も了解に苦しむところであります。定員満額のまま業務遂行の合理的運営並びに能率的推進のためにこそ必要なのであります。それで、われわれはこの法が一日も早く、このような本来の姿に戻ることを強く要求し、かかる変則的な姿に墮して、本法案に反対しようとするものであります。

憑性を窺わざるを得ないのであります。政府はよろしく本年度においても申出のあった者については同様の取扱いをすべきである、このように考へるものであります。

第二は、この法律の持つ欺瞞性を糾弾しなくてはなりません。御承知の通り、昨年の整理に際しましては、職員の意に反し、すなわち強制的に臨時待合命を命じ、あるいは職員の申し出に基いて臨時待合を承認することができました。結局強制と任意の二本建で整理されました。に臨んだのであります。ところが本審議では、本人の申し出一本というきわめて適当な形をとつて、いるのであります。これは果して眞実そのままのものでありますまいようか。この法案が国会において審議されているさなかに、実は行政機関職員定員法の一部を改正する法律が成立した際には、同法附則第十九項の規定による申し入れをいたしました。なお同法附則第十項で指名された上は、同法附則第十二項に定める期間の末日において離職することを申し添えますと書かれた書類に署名捺印を強制し、あまつさえこれを拒否した場合には、国家公務員法第七十八条によつて免官処分の措置をとるかもしれないなどと威嚇している事実があるのであります。このような専劣な、しかも社会を無視した行為が法案審議中に行わされたということは、法成立後の陰陥がないのであります。さらにこの法案は、国家公務員法の定めるところによつているにもかかわらず、かかる行為

を行なつてゐることは明瞭かに国家公務員法違反であり、徹底的に究明されるべきだと考えております。少くともわれわれは職員の申し出が少いときはどうするのかという重大な一点をこまさかしたこののような法案を絶対に認めることはできません。

第三、昨年の定員法の改正によつて整理されることになりました被整理者のうち、本年度以降の整理計画に含まれるものは、この指名退職制度の適用を受けることになるわけであります。が、この制度は昨年の臨時待命制度と全く同等なものでなければならないにもかかわらず、その待命期間が昨年に比し延縮されようとしていることがあります。すなはち昨年は待命期間は法定事項として明記されていたのであります。が、今回はこれの制定を政令に委任しており、その案によればそれぞれ一ヵ月間の短縮を行おうとしているのであります。この点について政府は、本予算は六月から施行されるものだという予定で、指名退職制度の実施も六月からの実施を予定していたが、不幸にして六月も暫定予算となつたため、この法律も七月一日から施行することになった。しかし予算額との関係があるので、この指名退職制度は形式的に七月一日から起算すれば昨年の待命期間と同じになるというのであります。このような国会を無視し、法律を軽視した欺瞞性と便宜主義をわれわれは絶対に許すことができないのであります。われわれは法律の権威を守るといふ点におきましても、かかる法案に賛成することはできません。

最後に、私たちはこの法律に基いて整理が行われたときに、表面化して参ります労働強化の面を考慮するとき、本法案に対し強く反対せざるを得ないのです。一例を建設省関係にとつてみますと、今回工事量の減少を理由に、官公署関係職員二百数十名の者が整理をされることとなるわけありますが、これは果して妥当な措置と言えます。なぜならば建設省官公署関係職員は、昭和二十七年度以降実に一人当たり一千四百円になんなんとする工事量を消化しているのであります。そこで、そのために常に過重労働と工事の質の低下に悩んでいたのであります。にもかかわらずこの線を実績として、この程度までの負担能力はあるものとして、事業量の減少を理由に人員整理を断行し、引き続き過重労働の苦しみと工事の質の低下という二重の悩みを継続的に負わせるといふことは、国家のためにも不利益をもたらすものと言つて過言でないのです。ほかの部局におきましては、一人当たり二百万円程度が通常の工事負担量となつていることを私たちは十分に知つておく必要があると思います。われわれはこのような観点に立ち必然的に労働強化をもたらす整理に反対するものであります。

以上申し述べた理由に基いて私たちは本法案に強く反対するものであります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

これにて討論を終ります。(拍手)

○富沢委員長 これにて討論は終りました。

これまで採決いたしました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮沢委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

なお本日議決いたしました二案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いとう存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮沢委員長 なければさよう決します。

○官沢委員長 次に郵政省設置法の一
部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。

松田郵政大臣。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一
部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第
二百四十四号)の一部を次のように改
正する。

第四条第十四号の三の次に次の一号
を加える。

十四の四 所掌事務に係る賠償及び
国際協力に関する事務を行うこと。

第六条第七号の次に次の一号を加え
る。

七の二 賠償及び国際協力に関する
事務の取りまとめをすること。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○松田國務大臣 ただいま議題となり
ました郵政省設置法の一部を改正する

法律案につきまして、提案理由を御説

明申し上げます。

さきに日本国とビルマ連邦との間の

う意味ではないであります。まず第

の簡素化についてであります。御承知の
ように、外国ではホテル、薬局、列

車内、船内、あるいは病院内等におい

て、簡単に簡素化についてもと急速にサ

ト本位に改める必要があると思う

が、これに対する御意見はどうか。

さて、近い将来において、その他の国々
とも賠償等の協定が成立いたしますな

どもたくさんある。ところが日本におき

らば、それに伴う関連事務も生じてく
るものと考えられます。一方最近東南
アジア諸国に対する諸種の集団的技術

援助活動が活発化し、また個々の国か

らの技術援助の要請も少くない実情で
あります。これらの情勢にかんがみ、
郵政省設置法の一
部を改正して、郵政

省の所掌事務にかかる賠償及び国際協
力関係事務の処理に関する規定を整備
しようとするものであります。その内

容は、郵政省の権限として所掌事務に
かかる賠償及び国際協力に関する事務を
を行うことを加え、これらの事務の取
りまとめを大臣官房の所掌事務として
加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやか
に御可決下さいますようお願い申し上
げる次第であります。

○宮沢委員長 これより質疑に入ります。
○田原委員 松田郵政大臣は長く外國
にも居住しておつて、その経験から見
て、さだめし郵政事務に対しても、過去の郵政事務に比べて画期的に民主化
が改訂があるものと期待しておつたの
であります。しかるに本日出ました一
部の改訂案は、まだわれわれの期待す
るほどの改訂がないように思ひます
ので、この機会に四、五点質問をしてみ
たいと思います。

○松田國務大臣 これまで切手販売及
びボスト設置の問題についてお尋ねの
第一点は、切手販売及びボスト設置

の意味ではないであります。まず第

一点は、ボスト設置及び切手販売の手
續の簡素化についてもと急速にサ

ト本位に改める必要があると思う

が、これに対する御意見はどうか。

さて、近い将来において、その他の国々
とも賠償等の協定が成立いたしますな

どもたくさんある。ところが日本におき

らば、それに伴う関連事務も生じてく
るものと考えられます。一方最近東南
アジア諸国に対する諸種の集団的技術

援助活動が活発化し、また個々の国か

らの技術援助の要請も少くない実情で
あります。これらの情勢にかんがみ、
郵政省設置法の一
部を改正して、郵政

省の所掌事務にかかる賠償及び国際協
力関係事務の処理に関する規定を整備
しようとするものであります。その内

容は、郵政省の権限として所掌事務に
かかる賠償及び国際協力に関する事務を
を行うことを加え、これらの事務の取
りまとめを大臣官房の所掌事務として
加えようとするものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやか
に御可決下さいますようお願い申し上
げる次第であります。

○宮沢委員長 これより質疑に入ります。
○田原委員 松田郵政大臣は長く外國
にも居住しておつて、その経験から見
て、さだめし郵政事務に対しても、過去の郵政事務に比べて画期的に民主化
が改訂があるものと期待しておつたの
であります。しかるに本日出ました一
部の改訂案は、まだわれわれの期待す
るほどの改訂がないように思ひます
ので、この機会に四、五点質問をしてみ
たいと思います。

○松田國務大臣 これまで切手販売及
びボスト設置の問題についてお尋ねの
第一点は、切手販売及びボスト設置

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

な問題については、もっと簡単ないる
いる新らしい思いつきがどんどんやれ
たいと思うようなことがたくさんござ
いますけれども、しかし制度としてこ
れを永続してその実効を上げていくた
めには、単に思いつきによつてのみ進
めていくくいうわけにも參りませんの
で、それらのことを十分にいろいろな
方面から調査研究いたしまして、制度
というものを改善していかなければな
らぬと考えますので、いろいろ不備な
点も考へられるのでござりますが、一
々これを満たすに至つておらないとい
う是れでござります。

て、便利な所にあるのあります。私の言うのは、地方のおかみさんなどから通勤者とかいう、ほんとうに便利な所はボストンがなくて、十町も行かなければならぬ所のことなんです。それでは私は中央にあるのもいいけれども、地方の郵政局単位にもっと小型のものを作って、いつでも御要求に応ずるやかな便利な機関がほしい。これは希望にしておきます。

第二点は、配達夫の待遇の問題であります。松田さん御承知のように、アメリカでは三十年も四十年も配達をしてゐる老配達夫がいるのに、そん

本の行政官厅の一一番の欠点は、官等俸給の制限があり、昇進のためには他に昇転しなければならないし、昇転の決定には学力等の制限があつて、配達士夫には昇転の道はないのです。ほかの省にはいさらず、郵政省のようなサービス機関については、松田さんが大臣である間に、思い切つて最末端の現場の集配人諸君の待遇をよくして、そうして一生暮んで、どこにも勤めをせずそこでやれるというふうにしたらどうか、現にアメリカにそういう例があるくらいだ、こういう意味で私は質問しているのです。

としては、これこそはと思うようなんのもないではございません。まあしかしながらいろいろと研究してどんどん進めていくこと、これならば大丈夫、これはやらなければならぬと納得いたしましたものは断固としてやる所存でございます。

拡張、さらに十月からはニュース・サービス、それに各種の室内サービスにまで電話を利用して大いにもうけようとしている。」十二都市で三百三十回線を使うことが書いてある。こういう特殊のサービスに対しては、郵政大臣と電電公社との間に何らかの連絡があるか、あるいは直接連絡をとっているのでござりますか、この点を承わりたいと思います。

○田原委員 たとえば同じサービス機関でも、運輸省所管の国鉄等は、鉄道建設審議会あるいは運賃の審議会等を

ありまして、十分民意を問う機關もあ
るわけです。従つて郵政事務について
も、特にこういう国民の便利というサ
ービスの面の施設に対しでは、そういう
う審議会のごときものを地方の郵政局
単位にでも作つて、ここには設けるべ
きである、しかし費用がない、しから
ば地元で負担しようといふうにさせ
ねばもう少しできると思ふ。
ことは政治的でなく、ほんとうに国民
生活のサービスの面における新しい構
想としてこれを進めてはどうかと思ひ
ますが、いかがでございましょう。

○松田國務大臣 郵政省におきまして
も、郵政審議会といふものがございま
して、四十人の委員をもつて広く学識
経験者を集めて、そうして郵政事務に
関するあらゆる問題の御審議を願い、
研究調査をやつて、現に今もやってお
るよう次第であります。

○田原委員 そういう学識経験者と
いふのはたていで東京に住んでおりまし

車で行つておつたが、最近は自動車で走つております。クリスマスなどになると、へんびな村の人ため貢物の代理の役目をしたりして、地方の人々の間に親切につながつてゐる。聞いてみますと、私はもう四十年以上やっておりますが、郵便配達夫以上にならうとは思つておりませんし、この村近くの住民の皆さんにサービスすればいいと思つてゐると言ふ。ところが日本は官等俸給令というよくな制約がありまして、郵便配達夫のいたときは最も高給与といふものはきまつておる。私は、大学出の若手の高文をとつた郵便局長よりか、その下に使われておる配達夫の方が二倍もよけいに取るといふ状況の方方が好ましいと思ひます。そこでこれは俸給令、給与等の規則の改正にもなりますけれども、現場の人々が安んじて一生現場でやれるということのためには、位は低くても給料は高いといふくらいにしなければならぬ。日

えと思うのであります。しかしアメリカの例は必ずしもつてもって直ちに日本に移し得ないようなものもいろいろあるうかと思います。彼に一長あればまた一短があるのでありますて、わが国の制度にも一短あれはまた一長がある。たとえば郵便物の配達のことを見る。日本は山の奥のほんのぼちっとある一軒家にまで一々配達してやっていふということは、ちょっと私の知るところにおいてはアメリカにも見られない状況でございまして、なかなかあれもこれもと考えますと、いろいろやることはありますけれども、日本の今日の郵政事務は、長い伝統とそして制度の上に極全に築き上げられて参つたものでありますけれども、長い歴史のもとにできて参つたものでありますて、相当の治績をあげているものは、他にいいものがあるからといって、直ちにいろいろ新しいものを設置するといふところまで参らぬ。私もいい思いつき

○平山説明員　お答えいたします。今お話がありました天気予報サービス、時報サービス等につきまして、郵政省と電電公社とどういう連絡があつたかといふお話だと思いますが、日本電信電話公社がやります本来の業務は、あくまで公衆電気通信業務でござりますが、日本電信電話公社法の定めるところによりまして、電電公社は公衆電気通信業務と、それに付帯する業務をやれるということに法律で規定されております。そこで今御指摘の天気予報サービス、時報サービスは、その付帯業務として電電公社がやっておるのでござります。

○長井委員　あなたのところに連絡はあるのですか。

○平山説明員　連絡はございますが、法律的に申しますと、いわば認可事項という関係のものではございません。

実質的な業務上の連絡を受けておりま

東京ガスの時報セミナー 第二回

○長井委員 そうすると、この新聞に書いてあるホット・ニュースをやると、いろいろなことについても、何も連絡がないのが普通ですか。

○平山説明員 今私たちが承知しておられますのは、天気予報サービス、時報サービス、これは承知しておりますが、ニュースについてやるかどうか、またそれにいつからやるかどうかといふようなことについては、電電公社からまだ何らの連絡も受けておりません。

○長井委員 電電公社の武田という企画課長の話もここにあげられておりましたが、こういふことをやるのだと新聞に書いておる。私は電電公社の仕事の本質は通信網の完備である、こう思つておるのであります。しかもこういう特殊サービスによりまして金をもうけることを電電公社が覚えてしまいますと、これはもう手に負えないことになつてくると思うのです。将来は、いわゆる運輸大臣が国鉄一家をもつてあっておるよう、郵政大臣もおそらく電電一家を作り上げてしまつて、どうにも動きのとれないようなことをやらないとも限らないと思うのであります。ことに電電公社の本来の仕事でありますところの通信網の完成ということは、未端に至るほど大切なのであります。神経が未端でしつかり働きませんと、中心だけで働いてあるようなことであつたら、頭でつかひ、脳溢血になつてしまつて、不具的な状態になります。それですから、まず第一に、國土の端々まで通信網の完成ということに力を入れなくてはならないと思うのであります。それがただ單に十二都市くらいで、大へんな特殊サ

ービスを始めるということについて書いてあるホット・ニュースをやると、うなことになつてくると、思うのであります。

○平山説明員 それで、この際にこれらは、郵政大臣もよほど監督の目を光らせてもらわないと、国鉄のような結果になつてしまつて、動きのとれないようになります。

○長井委員 うなことになつてくると、思うのであります。

○松田國務大臣 それらの点に関しては、何か御所見がござりますか。

○松田國務大臣 お説のように、電電公社はサービスの点についていろいろのこともあるということについては、必ずしもそういうことではございませんで、自由にやつておるということはあります。本来公社の建前

○松田國務大臣 いたしまして、できる限り、通信関係の事業を大いに伸ばしてやつて、そのためにはそこに自主性を持たしてや

○江崎委員 関連してちょっとお尋ねしたいのですが、先ほど田原君からお話をありました切手販売所の数の問題

○江崎委員 関連してちょっとお尋ねしたいのですが、先ほど田原君からお話をありました切手販売所の数の問題

○森(三)委員 電信電話機械等の賠償問題があるというのですが、そういうものは、通産省の所管になるようになります。昔の戦争前の通念でいくと、ポストのあるところには必ずはがき、切手販売所を見つけるという形であつたわけです。それがだんだんなくなり、しかも駅の売店というような場所は、切手販売所としてはきわめて適切な場所であるにもかかわらず、これがない。これは問題としてはこまかい問題ですが、一般民生に非常に影響の

○森(三)委員 電信電話機械等の賠償問題があるというのですが、そういうものは、通産省の所管になるようになります。昔の戦争前の通念でいくと、ポストのあるところには必ずはがき、切手販売所を見つけるという形であつたわけです。それがだんだんなくなり、しかも駅の売店というような場所は、切手販売所としてはきわめて適

○平山説明員 今御質問に対しましてお答え申し上げます。ビルマの賠償の例について申し上げます。ビルマの賠償と生産物の提供をやるわけですが、その種類がどういふものかということについては、協定の附屬書の中に電気通

していくというところまでいかないのを十八万以上になつて、そこでどうしてもある程度の仕事は自己資金をもつてやつておるというようなわけでありまして、そういう直接のサービスで、自己帶事業としてやれるということでありますならば、われわれは保護立法を考えなければならぬと考えておるのをあります。

○松田國務大臣 その問題は非常にいじつて、そうむずかしい問題ではないと考えます。また戦前におきましては、電信と郵便の方が一緒に

○松田國務大臣 なつております。郵便局に行けば何でもととうという建前であったのが、戦後二つにそれが分れて参つたたまつて、それらの点につきましては、十分に監督して参りたいと考えております。

○松田國務大臣 その問題は非常にいじつて、そうむずかしい問題ではないと考えます。また戦前におきましては、電信と郵便の方が一緒に

○松田國務大臣 なつております。郵便局に行けば何でもととうという建前であったのが、戦後二つにそれが分れて参つたたまつて、それらの点につきましては、十分に監督して参りたいと考えております。

○松田國務大臣 その問題は非常にいじつて、そうむずかしい問題ではないと考えます。また戦前におきましては、電信と郵便の方が一緒に

して、まだこうした機械、設備といったようなもののブランド輸出ということをおきましたが、御承認のところでは、日本をアジアのトレーニング・センターということに指定しているわけでありまして、現に電公社の方に、そういう方面の専門的知識を実習するために三名の研修生を受け入れるという話もきてじきに実施するのではないか。そういうこともございまして、今後これらの点がだんだんと実施されるようになりますと、いろいろの点で考えられる」とは、現在考えられていること以外にふえてくるのではないかと思う次第でございま

○松田國務大臣 うなことになります。今このことで承わらなくてつけつこうです。が、御調査賜わりまして、できれば先ほどの田原君の質問の線に沿つて、そのことが非常にいいことだと思いまして、御質問とともに、強く御要望を申し上げておきたいと存じます。

○松田國務大臣 その問題は非常にいじつて、そうむずかしい問題ではないと考えます。また戦前におきましては、電信と郵便の方が一緒に

○松田國務大臣 なつております。郵便局に行けば何でもととうという建前であったのが、戦後二つにそれが分れて参つたたまつて、それらの点につきましては、十分に監督して参りたいと考えております。

○松田國務大臣 その問題は非常にいじつて、そうむずかしい問題ではないと考えます。また戦前におきましては、電信と郵便の方が一緒に

とは両国間の政府の合意を得た上で最後的にきまるように書かれておりますが、その場合にどういうことが予想されるかと申しますと、先ほどお話をありましたように、ただ機械だけを出すということでなしに、たとえばビルマのどこかの町の一局の電話局をどうするかという設計上の問題もござります。それから技術者のトレーニングの問題もございます。あるいは修理工場を作るというような問題もございます。こういったものに関連いたしますと、通産省の所管しております生産行政だけの範囲の外のものがあると思います。そういう面につきましては、日本政府として実施をやっていきます場合に、郵政省がこの所掌する今の電気通信なら電気通信の場合に、今のようないつましてもいろいろ協力する必要がある、かのように考えております。

○飛島田委員 今大臣の説明の中に、

日本はアジアのトレーニング・センターにするというような御説明があつたとあつたように聞えたのですが、もう少しそれを詳しく説明していただけませんか。

○平山説明員 今私が申し上げまし

たのは、主として賠償関係の問題についてどういう協力が予想されるかといふことにについて申し上げましたが、もう一つ国際協力というものがございますが、これはいろいろございまして、アメリカの対外活動本部FOAの関係のものとか、あるいはこの間東京で会議がありましたアジアの極東経済委員会、エカフエの問題とか、国連の技術援助の関係の問題とか、コロンボ計画の問題とか、いろいろございます。

昭和三十年六月二十五日印刷

〔参考〕
午後零時六分散会

会計検査院法の一部を改正する法律

昭和三十年六月二十七日発行

内閣委員会議録第十六号中正誤
正誤
主編
行段頁
二三二

の中にやはり電気通信の問題がございまして、電気通信に関しましては、電電公社に世界的に見てもかなりりっぱなものと考えられますトレーニング・スクールがありますので、そういうところに東南アジアの諸国の方が来てトレーニングを受けて帰られた方もござりますし、また現に来る計画になつておる方もあるわけでございます。その問題に関連してのお話だつたと思う次第であります。

○飛島田委員 それは何か国際協定でそういうことがきましたのですか。

○平山説明員 國際協定ではつきりきましたというのではございませんが、そういうような空氣といいますか、東南アジアの諸國の中にそういう空氣があるというふうに考えておるわけでございます。

○森(三)委員 残余の質疑はまだ次会にいたします。

○宮沢委員長 この際お諮りいたしました。去る二十一日田原春次君が委員を辞任せられました結果、理事に欠員を生じたので、補欠選任を行いたいと存じますが、先例により委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮沢委員長 なければ、さように決します。

田原春次君を理事に補欠指名いたしました。

次会は公報をもってお知らせすることいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

案(内閣提出)に関する報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
都合により別冊附録に掲載